

静岡県産業廃棄物最終処分場の立地に関する基準

制 定 平成4年10月30日

改 正 平成20年2月6日 環廃第563号

第1 趣旨

この基準は、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき、最終処分場の立地に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において掲げる用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

第3 立地環境

1 次の区域は、計画地から除外すること。

ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。

- (1) 自然公園特別地域
- (2) 原生自然環境保全地域
- (3) 県自然環境保全地域特別地区
- (4) 鳥獣特別保護地区
- (5) 風致地区
- (6) 急傾斜地崩壊危険地区
- (7) 地すべり防止区域
- (8) 砂防指定地(予定地を含む。)
- (9) 保安林
- (10) 海岸保全区域

2 次の点に十分留意すること。

- (1) 上水道、簡易水道等の水源への影響のおそれがないこと。
- (2) 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (3) 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。
- (4) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (5) 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。
- (6) 沿道住民、通行人等に対し、搬入搬出車両による交通事故等のおそれがないこと。

第4 立地場所

次の承諾が得られること。

なお、これらの承諾は、当事者間において定めのある場合を除き、事前協議書提出日から起算して

2年以内に取得したものとする。

- (1) 最終処分場予定地を使用する権原の取得及び埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項についての土地所有者等の承諾
- (2) 最終処分場予定地までの搬入道路（国道、県道、市町道及び法定外公共用道路を除く。）を使用する権原の取得及び廃棄物の搬入に伴う車両の通行についての管理者の承諾

附 則

この基準は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年2月6日から施行する。